

別紙3 非常勤職員一覧

職種	任用関係			支給関係						控除関係			雇用保険関係				社会保険・共済関係		公務災害(労働災害)	勤務実績報告関係		履歴事項異動の報告方法	「欠勤届の写し」提出先	
	任用方法	任用期間	勤務時間	支給単位	支給関係要綱・要領等	給与の計算期間	支給日	支給方法	支給明細書	所得税	年末調整	公舎料	該当の有無	保険料納付	各種届出書の作成	各種届出	該当の有無	非金・関係料納付		各種届出	報告方法			報告日
期限付臨時職員 配偶者同行休業代替臨時職員 育児休業代替臨時職員	「任用通知書」	・6箇月以内の期間で定める ・配偶者同行休業代替、育児休業代替は1年以内	正職員と同じ	月額	知事部局…「青森県臨時の任用職員管理要綱」 教育庁…「青森県教育委員会臨時の任用職員管理要綱」	一の月の1日から末日まで	毎月21日 (その他、期末手当あり。)	口座振替	システム画面に反映	甲欄適用	行う	取扱わない	非該当	-	-	-	共済短期※4を満たせば該当	センターが行う	配置所 属が行う	配置所 属が行う	システム により行う	総務事務セン ターが別に定 める日	システム により行う	総務事務 センター
臨時講師等(教育職一) 臨時講師等(教育職二) 臨時事務職員等	「人事異動通知書」	・6箇月以内の期間で定める 更新は原則1回のみ ・育休代替等は任期付採用	正職員と同じ	月額	「青森県立学校臨時の任用職員管理要綱」 「青森県立学校任期付職員管理要綱」	一の月の1日から末日まで	毎月21日 (その他、期末・勤 働手当、専任手 当あり。)	口座振替	システム画面に反映	甲欄適用	行う	取扱わない	非該当	-	-	-	共済短期※4を満たせば該当	センターが行う	配置所 属が行う	配置所 属が行う	システム により行う	総務事務セン ターが別に定 める日	システム により行う	総務事務 センター
任期付講師等(教育職一) 任期付講師等(教育職二) 任期付事務職員等	「人事異動通知書」	・6箇月以内の期間で定める 更新は原則1回のみ ・育休代替等は任期付採用	正職員と同じ	月額	「青森県立学校臨時の任用職員管理要綱」 「青森県立学校任期付職員管理要綱」	一の月の1日から末日まで	毎月21日 (その他、期末・勤 働手当、児童手 当、専任手当あり。)	口座振替	システム画面に反映	甲欄適用	行う	取扱わない	非該当	-	-	-	共済(全適用)※4を満たせば該当	センターが行う	配置所 属が行う	配置所 属が行う	システム により行う	総務事務セン ターが別に定 める日	システム により行う	総務事務 センター
非常勤事務員 非常勤労務員 非常勤技能員 非常勤技術員	「任用通知書」	1年以内の期間で定める 原則として2回まで 再度任用可能	フルタイム…正職員 と同じ パートタイム…2 9時間を超えない 範囲で定める	事務員は月 額、その他 は日額又は 時間給	・非常勤事務員は下記要綱による 知事部局…「非常勤事務員の給与等取扱要綱」 教育庁…「青森県立学校非常勤事務員設置要綱」 ・その他の非常勤職員は「青森県非常勤職員管理要綱」 ・「青森県教育委員会非常勤職員管理要綱」	一の月の1日から末日まで	毎月21日 (その他、期末 手当あり。)	口座振替	システム画面に反映	フルタイム…甲欄適用 パート… 「扶養控除 申告書」提出 者は甲欄 適用	甲欄適用者のみ行う	取扱わない	※1及び※2 両方を満たせば該当	センター が行う	センター が行う	センター が行う	共済短期 ※4を満た せば該当	セン ターが 行う	配置所 属が行う	配置所 属が行う	システム により行う	総務事務セン ターが別に定 める日	システム により行う	総務事務 センター
併任職員(市町村等からの 派遣職員)	「派遣協定書」	協定した期間	正職員と同じ	-	「職員の給与に関する条例」	一の月の1日から末日まで	当月分を 翌月21日	口座振替	システム画面に反映	乙欄適用	行わない	取扱わない	非該当	-	-	-	非該当	-	-	配置所 属が行う	システム により行う	総務事務セン ターが別に定 める日	システム により行う	-
国際交流員	「任用通知書」	1年会計年度以内 原則、5年を超えて 任用できない	週35時間	月額	・青森県国際交流員設置要綱	一の月の1日から末日まで	毎月21日	口座振替	システム画面に反映	甲欄適用	行う	取扱わない	該当	センター が行う	センター が行う	センター が行う	共済短期 ※4を満た せば該当	セン ターが 行う	配置所 属が行う	配置所 属が行う	システム により行う	総務事務セン ターが別に定 める日	システム により行う	総務事務 センター
外国語指導助手	「任用通知書」	1年会計年度以内 原則、5年を超えて 任用できない	週35時間	月額	・外国語指導助手設置要綱	一の月の1日から末日まで	毎月21日	口座振替	システム画面に反映	甲欄適用 (下記 ※6 参照)	行う	取扱わない	該当	センター が行う	センター が行う	センター が行う	共済短期 ※4を満た せば該当	セン ターが 行う	配置所 属が行う	配置所 属が行う	システム により行う	総務事務セン ターが別に定 める日	システム により行う	総務事務 センター
各部等において要綱等により 設置される会計年度 任用職員 特別職の非常勤職員	「任用通知書」等	1年会計年度以内 再度任用可能 (更新回数は設置要 綱による)	各要綱に定める 勤務時間	月額又は 日額・時 間給	各職名毎設置要綱	一の月の1日から末日まで	毎月21日 (その他、期末 手当あり。)	口座振替	システム画面に反映	フルタイム…甲欄適用 パート… 「扶養控除 申告書」提出 者は甲欄 適用	甲欄適用者のみ行う	取扱わない	※1及び※2 両方を満たせば該当	センター が行う	センター が行う	センター が行う	共済短期 ※4を満た せば該当	セン ターが 行う	配置所 属が行う	配置所 属が行う	システム により行う	総務事務セン ターが別に定 める日	システム により行う	総務事務 センター
営農大学校専任当直員	「任用通知書」	1年以内 再度任用可能	「青森県営農大学校 専任当直員設置 要綱」等にて定め る	時間給	「青森県営農大学校専任当直員設置要綱」	一の月の1日から末日まで	計算期間翌 月の10日 (その他、期末 手当あり。)	口座振替	システム画面に反映、印刷 配付	「扶養控除 申告書」提出 者は甲欄 適用	甲欄適用者のみ行う	取扱わない	※1及び※2 両方を満たせば該当	センター が行う	センター が行う	センター が行う	共済短期 ※4を満た せば該当	セン ターが 行う	配置所 属が行う	配置所 属が行う	報酬システム により行う	総務事務セン ターが別に定 める日	システム により行う	不要
県立学校非常勤講師等																								
一般教科非常勤講師	「人事異動通知書」	1年以内 再度任用可能	1日7時間45 分、週29時間 を超えない範囲内	時間給	「青森県立学校非常勤講師等設置要綱」	一の月の1日から末日まで	計算期間翌 月の10日 (その他、期末 手当あり。)	口座振替	システム画面に反映、印刷 配付	「扶養控除 申告書」提出 者は甲欄 適用	甲欄適用者のみ行う	取扱わない	非該当	-	-	-	非該当	-	-	配置所 属が行う	報酬システム により行う	総務事務セン ターが別に定 める日	システム により行う	不要
初任研非常勤講師	「人事異動通知書」	1年以内 再度任用可能	1日7時間45 分、週29時間 を超えない範囲内	時間給	「青森県立学校非常勤講師等設置要綱」	一の月の1日から末日まで	計算期間翌 月の10日 (その他、期末 手当あり。)	口座振替	システム画面に反映、印刷 配付	「扶養控除 申告書」提出 者は甲欄 適用	甲欄適用者のみ行う	取扱わない	非該当	-	-	-	非該当	-	-	配置所 属が行う	報酬システム により行う	総務事務セン ターが別に定 める日	システム により行う	不要
養護職員	「人事異動通知書」	1年以内 3年を限度として 再度任用可能	1日4時間以上7 時間45分以内、 週29時間を超 えない範囲内	時間給	「青森県立学校非常勤講師等設置要綱」	一の月の1日から末日まで	計算期間翌 月の10日 (その他、期末 手当あり。)	口座振替	システム画面に反映、印刷 配付	「扶養控除 申告書」提出 者は甲欄 適用	甲欄適用者のみ行う	取扱わない	非該当	-	-	-	非該当	-	-	配置所 属が行う	報酬システム により行う	総務事務セン ターが別に定 める日	システム により行う	不要
育児短時間勤務制度に 係る非常勤講師等	「人事異動通知書」	1年以内 再度任用可能	1日7時間45 分、週29時間 を超えない範囲内	時間給	「青森県立学校非常勤講師等設置要綱」	一の月の1日から末日まで	計算期間翌 月の10日 (その他、期末 手当あり。)	口座振替	システム画面に反映、印刷 配付	「扶養控除 申告書」提出 者は甲欄 適用	甲欄適用者のみ行う	取扱わない	非該当	-	-	-	非該当	-	-	配置所 属が行う	報酬システム により行う	総務事務セン ターが別に定 める日	システム により行う	不要
スクールソーシャル ワーカー	「任用通知書」	1年以内 更新可能	1日6時間を超 えず、週20時間 以内	時間給	「スクールソーシャルワーカー設置要綱」	一の月の1日から末日まで	計算期間翌 月の10日 (その他、期末 手当あり。)	口座振替	システム画面に反映、印刷 配付	「扶養控除 申告書」提出 者は甲欄 適用	甲欄適用者のみ行う	取扱わない	非該当	-	-	-	非該当	-	-	配置所 属が行う	報酬システム により行う	総務事務セン ターが別に定 める日	システム により行う	不要
学校図書館サポーター	「辞令」	1年以内 更新可能	1日7時間45分 以内で週29時間 以内	時間給	「学校図書館サポーター設置要綱」	一の月の1日から末日まで	計算期間翌 月の10日 (その他、期末 手当あり。)	口座振替	システム画面に反映、印刷 配付	「扶養控除 申告書」提出 者は甲欄 適用	甲欄適用者のみ行う	取扱わない	非該当	-	-	-	非該当	-	-	配置所 属が行う	報酬システム により行う	総務事務セン ターが別に定 める日	システム により行う	不要

スクールライフサポーター	「辞令」	1年以内 更新可能	1日7時間45分以内、2週を超えない期間につき週29時間以内	時間給	「スクールライフサポーター設置要綱」	一月の1日から末日まで	計算期間翌月の10日 (その他、期末手当あり。)	口座振替	システム画面に反映、印刷配付	「扶養控除申告書」提出者は甲欄適用	甲欄適用者のみ行う	取扱わない	非該当	—	—	—	非該当	—	—	配置所属が行う	報酬システムにより行う	総務事務センターが別に定める日	システムにより行う	不要
宿日直代行業員 農事宿日直代行業員	「人事異動通知書」	1年以内 再度任用可能	宿直勤務又は日直勤務の時間を基準として校長が定める	勤務1回	「青森県立学校非常勤講師等設置要綱」	一月の1日から末日まで	計算期間翌月の10日 (その他、期末手当あり。)	口座振替	システム画面に反映、印刷配付	「扶養控除申告書」提出者は甲欄適用	甲欄適用者のみ行う	取扱わない	※1及び※2両方を満たせば該当	センターが行う	センターが行う	センターが行う	共済短期※4を満たせば該当	センターが行う	配置所属が行う	配置所属が行う	報酬システムにより行う	総務事務センターが別に定める日	システムにより行う	不要
非常勤寄宿舍指導員	「人事異動通知書」	1年以内 再度任用可能	勤務1回の勤務時間は、7時間30分以内で、午後5時から翌日8時までの間において、1週間につき29時間を超えない範囲内において校長が定める	勤務1回	「青森県立学校非常勤講師等設置要綱」	一月の1日から末日まで	計算期間翌月の10日 (その他、期末手当あり。)	口座振替	システム画面に反映、印刷配付	「扶養控除申告書」提出者は甲欄適用	甲欄適用者のみ行う	取扱わない	非該当	—	—	—	非該当	—	—	配置所属が行う	報酬システムにより行う	総務事務センターが別に定める日	システムにより行う	不要

「雇用保険」 関係概要	被保険者の種類	適用基準 (※1)	雇用保険の加入条件要件 (※2)	資格取得関係		資格喪失関係		高年齢労働者関係		被保険者とならない者とは (※3)
				資格取得時の提出書類	提出期限	資格喪失時の主な提出書類	提出期限	高年齢被保険者とは		
	一般被保険者 (短時間就労者以外)	週の所定労働時間が正職員と同じ	31日以上雇用見込みがある	①「雇用保険被保険者資格取得届」 ②任用通知書の写し ③履歴書の写し ④雇用保険被保険者証(新規加入者については、免許証の写し又は住民票の写し等)	雇用した月の属する月の翌月10日まで	①「雇用保険被保険者資格喪失届」 ②「離職票」 ③貸金台帳 ④喪失時までの「任用通知書の写し」 ⑤勤務実績データ又は出勤簿 ⑥自己都合による退職の場合は、「辞職願の写し」・「退職承認通知書の写し」	離職した日の翌日から10日以内(※概ね3ヶ月以内に、県の機関に雇用予定があれば資格喪失しない。)	雇用保険の被保険者であり、65歳以上の者(保険料の徴収免除は2019年度まで)		①日雇労働被保険者に該当しない日雇労働者 ②4箇月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される者 ③船員保険の被保険者 ④離職した場合、都道府県の条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が雇用保険の求職者給付等の内容を超えると認められる場合
	一般被保険者 (短時間就労者)	週の所定労働時間が正職員より少ない	①1週間の所定労働時間が20時間以上ある ②31日以上雇用見込みがある(季節的雇用者は除く。ただし、週の勤務時間が30時間以上のものは、短期特例被保険者に該当。)							

「共済組合」 短期組合員 関係概要	資格取得関係			資格喪失関係		介護保険関係	組合員又は被扶養者が70歳又は75歳に達した時 (※6)
	資格取得要件 (※4)	資格取得時の提出書類	提出期限	資格喪失時の提出書類	提出期限		
	【適用除外要件】 2か月以内の期間を定めて任用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの(※) ※ただし、2か月以内の場合であっても次の(ア)(イ)のいずれかに該当するときは、定めた期間を超えることが見込まれることとして取り扱うこととし、最初の任用期間を含めて当初から共済組合短期組合員の資格を取得する。 (ア)任用時に書面において、任期が更新される場合や再度任用される場合がある旨明示されていること (イ)同一の所属において同様の勤務条件で勤務している者が更新等により2か月を超えて任用された実績があること。 【資格要件】 1 1週の勤務時間と1月の勤務日数がそれぞれ正職員の3/4以上あること。 2 上記1の要件を満たさなくとも、以下の3つの要件全てに該当する場合は、短時間労働者(3/4未満)として、共済組合短期組合員となる。 ①週の所定労働時間が20時間以上あること ②報酬の月額が8.8万円以上であること ③学生でないこと ※①～③の詳細については、別紙の「1 短時間労働者(4分の3未満)に係る各要件の確認方法等について(P116)」を参照すること。	<ul style="list-style-type: none"> 組合員資格取得届書(基礎年金番号記載不要) 任用通知書の写し 個人番号申告書 個人番号確認書類提出票 給付金振込預金口座届 被扶養者認定申告書(被扶養者がいる場合) 国民年金第三号被保険者関係届(60歳未満の被扶養配偶者がいる場合) 	資格取得後速やかに	【任用が終了した場合】 ・退職届書 ・組合員証(被扶養者証) 【一般組合員から短期組合員に種別変更した場合】 ・組合員異動報告書 ・退職届書 ・組合員期間等証明書 ・任用通知書の写し ・国民年金第三号被保険者関係届(60歳未満の被扶養者がいる場合) 【短期組合員から一般組合員に種別変更した場合】 ・組合員異動報告書 ・組合員資格取得届書(基礎年金番号記載) ・年金加入期間等報告書 ・任用通知書の写し ・国民年金第三号被保険者関係届(60歳未満の被扶養配偶者がいる場合)	資格喪失後(種別変更後)速やかに	・徴収期間…40歳に達した日の属する月から、65歳に達した日の属する月の前月まで。 ・「達した日」とは…年齢計算に関する法律及び民法上、誕生日の前日を意味します。	【70歳に達した場合】 ・高齢受給者証を兼ねた組合員証(被扶養者証)を交付(使用していた組合員書等は共済組合へ返却) 【組合員が75歳に達した場合】 ・組合員証を返却(後期高齢者医療保険制度に加入) ・75歳未満の被扶養者がいる場合は共済組合の資格を喪失(国民健康保険に加入)

「社会保険(厚生年金)」 関係概要	資格取得関係			一般の被保険者になれない場合	資格喪失関係		介護保険関係	被保険者が70歳に達した時 (※6)
	資格取得要件 (※5)	資格取得時の提出書類	提出期限		資格喪失時の提出書類	提出期限		
	【適用除外要件】 2か月以内の期間を定めて雇用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの(※) ※ただし、2か月以内の場合であっても次の(ア)(イ)のいずれかに該当するときは、定めた期間を超えることが見込まれることとして取り扱うこととし、最初の雇用期間を含めて当初から厚生年金被保険者の資格を取得する。 (ア)雇用契約書等において、更新される場合がある旨が明示されていること (イ)同様の雇用契約に基づき雇用されている者が更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績があること。 【資格要件】 1 1週の勤務時間と1月の勤務日数がそれぞれ常勤職員の3/4以上あること。 2 上記1の要件を満たさなくとも、以下の3つの要件全てに該当する場合は、短時間労働者(3/4未満)として、厚生年金被保険者となる。 ①週の所定労働時間が20時間以上あること ②報酬の月額が8.8万円以上であること ③学生でないこと ※①～③の詳細については、別紙の「1 短時間労働者(4分の3未満)に係る各要件の確認方法等について(P137)」を参照すること。	①「個人番号カード(表面及び裏面)のコピー」又は「身元確認用及び番号確認用の両方の書類のコピー」 ②「通勤届」(支給対象者のみ該当)	資格取得日から5日以内	①日々雇い入れられる人 ②2か月以内の期間を定めて雇用される人 ③4か月以内で季節的に雇用される人 ④6か月以内の臨時的事业の事業所に雇用される人	「厚生年金被保険者資格喪失届」	資格喪失の日から5日以内	・徴収期間…40歳に達した日の属する月から、65歳に達した日の属する月の前月まで。 ・「達した日」とは…年齢計算に関する法律及び民法上、誕生日の前日を意味します。	・厚生年金…70歳に達した日(誕生日の前日=資格喪失日)に資格喪失します。

- ※7 母国が日本と租税条約を締結している国の場合、総務事務センターを経由し青森税務署に申請を行う。
- ※8 勤務日数が18日以上、12ヶ月を超える任用となった場合は、13月目の初日をもって共済組合員の資格を取得する。
- ※9 勤務日数が18日以上、6ヶ月を超える任用となった場合は、退職手当条例適用となり、雇用保険被保険者の資格を喪失する。
- ※10 期末手当の支給対象となるには、「一週当たりの勤務時間が15.5時間以上」等の条件が課される。

「住民税」関係 前年度の12月31日に在職し、6月1日以降も任用予定がある所得税甲欄の者は、原則として特別徴収とする。